

お済みですか？

令和6年4月1日から開始！！

相続登記の義務化が始まりました！



- ◎相続を知ってから3年以内に登記する必要があります！
- ◎義務化前に発生した相続も対象となります！



義務化前に発生した相続は、
令和9年3月31日までに相続登記を！

詳細は法務省HPにも→



ご存じですか？

令和8年4月1日スタート！！

住所等変更登記が義務化されます！

- ◎住所・氏名の変更日から2年以内に登記する必要があります！
- ◎義務化前の変更も対象となります！



新設された法務局が職権で変更する制度である
「スマート変更登記」の活用を！

詳細は法務省HPにも→



相続手続には、法定相続情報証明制度をご利用ください！

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。



この制度を利用することにより、**相続登記を含む各種相続手続で戸籍謄本一式の提出を省略することができます。**

また、**手数料は無料**で、必要な枚数は何枚でも取得できます。

法定相続情報証明制度の詳細については、**法務省ホームページ**をご覧ください。

法務省 法定相続情報



登記申請は、法律の専門家である**司法書士**へ相談・依頼することができます。

長崎県司法書士会 ☎095-823-4777

HPはこちらから→



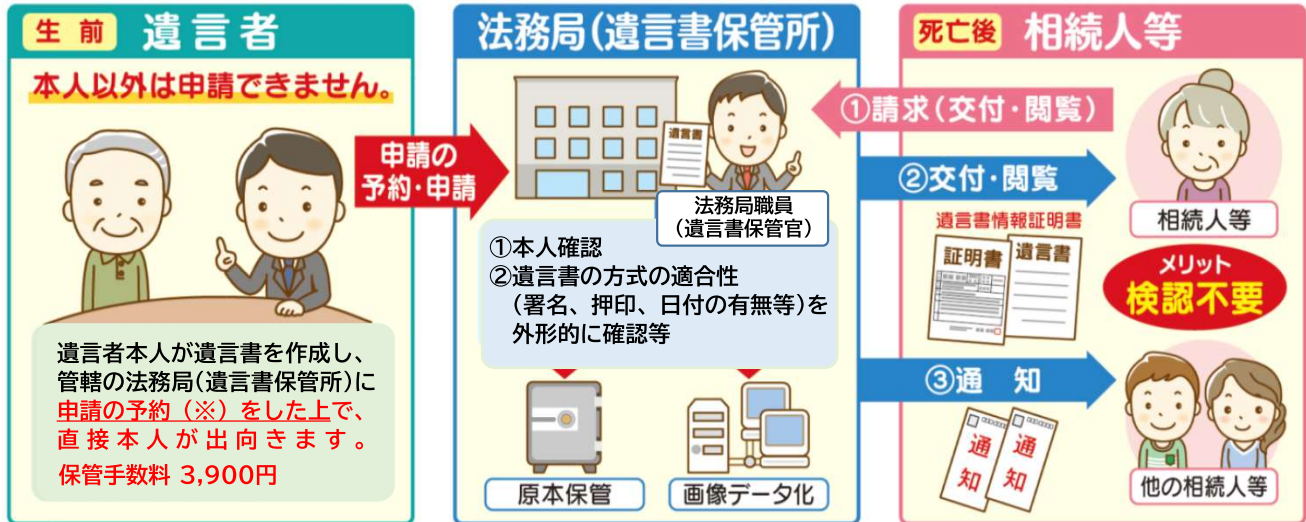
あなたの遺言書、法務局が守ります！！

自筆証書遺言書保管制度



制度の概要

自筆証書遺言書を作成した本人が法務局(本局・支局)に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者等にもメリットがあります。



※申請の予約とは、保管申請、閲覧、証明書発行請求の予約であり、手続案内の予約ではありません。

遺言は、このような方にオススメ！！

- 残された家族が財産で争わないようにしたい。
- 自分の意思で相続人を決めておきたい。
- 万が一のために備えたい。
- 法定相続人ではない人(お世話になった人や内縁の夫・妻など)に財産を譲りたい。

自筆証書遺言書保管制度のメリット

- 遺言書の紛失・改ざんを防止できます。
- 裁判所の検認が不要です。
- 遺言者の死亡時に、指定された方に通知が届きます。

遺言書の保管申請に必要なもの

- ① 自筆で書いた遺言書(自筆証書遺言書)
- ② 申請書
- ③ 添付書類
住民票(本籍・筆頭者が記載されたもの)
- ④ 手数料(1通につき3,900円)
- ⑤ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等 顔写真付身分証明書)

- ※ 手続きの際は、事前予約が必要です。
- ※ 申請書は法務省ホームページ又は各法務局の窓口でお渡しできます。

長崎地方法務局 ～お問合せは最寄りの法務局へ～

本局(不動産登記部門)	☎095-820-5937	※相続登記関係
本局(供託課)	☎095-820-5966	※遺言書保管関係
諫早支局	☎0957-22-0475	
島原支局	☎0957-62-2513	
佐世保支局	☎0956-24-4850	
平戸支局	☎0950-22-2263	
壱岐支局	☎0920-47-0164	
五島支局	☎0959-72-2261	
対馬支局	☎0920-52-6463	

お気軽にお問合せください。



自筆証書遺言書制度の詳細については、法務省のホームページをご覧ください。

法務省 遺言書保管

